

日立市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日立市職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月1日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

地方公務員法の規定に基づき、高齢者部分休業制度を導入するため、本条例を制定するものであります。

日立市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、日立市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高

齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。
以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参 考

制 定 要 旨

- 1 年齢が55歳に達した職員から申請があった場合、任命権者は、公務の運営に支障がないと認めるときに限り、当該職員の定年退職日までの間、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（高齢者部分休業）を承認することができることとした。
- 2 高齢者部分休業を承認することができる勤務時間は、職員の一週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内とすることとした。
- 3 既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合、任命権者は、公務の運営に支障がないと認めるときに限り、休業時間の延長を承認することができることとした。